

プロジェクト研究規程

(プロジェクト研究の目的)

第1条

日本脾臓学会(以下、本学会)は、脾臓に関する研究を推進する上で、学術的に意義があり、その成果を本学会会員が幅広く共有できるプロジェクト研究への助成を行い、広く我が国の医療福祉の向上発展に資することを目指すものである。

(プロジェクト研究の申請)

第2条

研究の責任者は、1)研究課題名、2)研究期間、3)予算概要、4)研究組織(共同研究者氏名等)、研究内容(目的、方法、予測される結果、波及効果の見通し等)、5)起こり得る倫理的問題の有無、等を所定の申請書類に記入し本学会事務局に提出する。なお、プロジェクト研究の責任者の名前で申請するものとする。

(研究課題の審査)

第3条

本学会事務局は、提出のあった申請書類を脾疾患臨床研究推進委員会に送付し、審査を付託する。採用が妥当な研究課題については、理事会に付議する。

(プロジェクト研究の構成員)

第4条

プロジェクト研究の責任者は本学会評議員とする。

(研究費の支払いと執行方法)

第5条

- ① プロジェクト研究の期間は3年間とし、1課題あたり年間50万円を上限とする。

- ② 採択課題への研究費支払い先は、原則として研究者の所属する施設の口座 に振り込み、所属施設の委任経理に移譲管理してもらう。
- ③ 研究者の個人口座への振込の場合は施設での委任経理に移譲した証拠書類を提出する。
- ④ 研究者は、研究費の振込確認後、受領書あるいは領収書を学会あてに発行する。
- ⑤ 研究者は研究費を研究計画に沿って執行し、領収書を研究終了後の経理報告まで保管する。但し研究費使途については事前に事務局に報告し膝疾患臨床研究推進委員会からの許可を受ける。
- ⑥ 研究終了時には、理事長に研究終了報告書と共に配分研究費の収支報告書を提出する。

(研究期間)

第6条

研究期間は原則 3 年以内とするが、延長の必要な場合には理由書を膝疾患臨床研究推進委員会委員長に研究が終了するまで毎年 10 月末までに提出する。

(データ管理)

第7条

プロジェクト研究のための症例集積のデータは、責任者が管理し、データ解析を担当するものとする。また、守秘義務契約書を交わした上で、責任者は症例

集積対象施設リスト(施設名、第一連絡担当者氏名とその Email アドレス)を保有することができる。ただし、プロジェクト研究のための症例集積データは本学会に属するものとし、責任者および共同研究者が同プロジェクト研究以外の目的で二次使用する際は、本学会倫理委員会に申請し了承を得なければならない。

(倫理委員会への申請)

第8条

責任者は、所属施設での倫理委員会に申請し承認を得るものとする。

(活動の経過と成果の報告)

第9条

研究者は、研究終了まで毎年10月末に研究進捗状況を腓疾患臨床研究推進委員会委員長に報告する。

研究期間最終年の10月末までに腓疾患臨床研究推進委員会に活動経過と成果を研究成果報告書として提出する。さらに、日本腓臓学会で発表する。学会会長は本研究発表のセッションを設けることとする。

論文発表については、研究成果に見合った国際誌を腓疾患臨床研究推進委員会で審議の上、決定する。

また、論文報告や学会発表には、「本研究は、日本腓臓学会によって評価採用された臨床研究である」等を記載する。

(Authorship について)

第10条

原則、研究申請者を第一著者とし、第二著者以降は登録症例数の多い順番に各1名の氏名を記載する。その他、腓疾患臨床研究推進委員会の担当委員も著者とする。論文責任著者(Corresponding author)は、腓疾患推進委員会委員長、または、その研究を発案・企画した申請者の指導者とする。

学会理事長は、学会会員を代表することにより著者とする。

異なる記載になる際は、腓疾患臨床研究推進委員会の討議を経て、委員長の承諾を得ることとする。

(審査員利害関係の排除)

第11条

上記第3条に記されたプロジェクト研究の審査員が、プロジェクト研究課題の責任者と同じ研究機関・部局に所属する者の関係にある場合、および申請のあったプロジェクト研究課題の共同研究者である場合には、その審査を辞退しなければならない

。

(規程変更)

第12条

本規程は、理事会の議を経て変更することができる。

附則

この規程は、平成30年7月16日から施行する。

この規程は、令和2年8月1日から一部改正の上施行する。